

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	統括防災管理者の行うべき業務についての措置命令		
根拠法令名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 3 6 条第 1 項 (第 8 条の 2 第 6 項準用)	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】 未設定 ※ 根拠条項（消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同条第 8 条の 2 第 6 項）の規定上明らかであるため。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 2 9